

産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業

許可申請の手引

産業廃棄物処理施設設置許可申請

産業廃棄物処分業許可申請

特別管理廃棄物処分業許可申請

令和6年5月

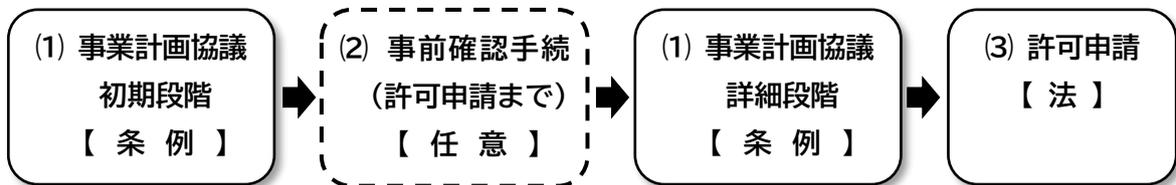
松本市 環境エネルギー一部 廃棄物対策課

はじめに

法律等の略称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）	政令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）	省令
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）	最終処分基準省令
松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和 2 年条例第 63 号）	条例
松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和 3 年条例第 10 号）	廃掃条例
廃棄物の処理関係事務処理要領	要領

1 許可申請等に必要の手続



※ 申請内容により必要な手続が異なります。

(1) 事業計画協議

法に基づく許可申請等をする場合、事業者と地域住民とが開かれた場において事業計画等について話し合う機会を設けるため、事業計画協議の実施を条例により定めています。また、事業計画協議では、地域住民が市長に対し生活保全上の意見を提出する機会が定められています。

(2) 事前確認手続

事業計画協議の有無に関わらず、申請に先立ち、事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

(3) 許可申請

産業廃棄物処理施設（法第 15 条に規定される施設）を設置しようとする者又は産業廃棄物処分業を行おうとする者は、法に基づく許可を受ける必要があります。

ア 産業廃棄物処理施設を用いて処分業を行う。 → 施設許可及び処分業許可

イ 産業廃棄物処理施設を用いて自らの産業廃棄物を処分する。 → 施設許可

ウ 許可不要施設のみを用いて処分業を行う。 → 処分業許可

2 周辺地域への配慮等

産業廃棄物処理施設を設置する者及び産業廃棄物処分業を行う者は、条例に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。また、関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めてください。

産業廃棄物処理施設

1	汚泥の脱水施設		処理能力 10m ³ /日 を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10m ³ /日 を超えるもの	
		天日乾燥	処理能力 100m ³ /日 を超えるもの	
3	汚泥の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
4	廃油の油水分離施設		処理能力 10m ³ /日 を超えるもの	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く
5	廃油の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2m ² 以上のもの	廃PCB等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		処理能力 50m ³ /日 を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く
7	廃プラスチック類の破碎施設		処理能力 5t/日 を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 100kg/日 を超えるもの ロ 火格子面積 2m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		処理能力 5t/日 を超えるもの	
9	政令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設		全てのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		全てのもの	
10の2	廃水銀等の硫化施設		全てのもの	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		全てのもの	
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		全てのもの	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		全てのもの	
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		全てのもの	
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		全てのもの	
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)		次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 200kg/時間 以上のもの ロ 火格子面積 2m ² 以上のもの	
14	イ 遮断型最終処分場		全てのもの	政令第6条第1項第3号ハ(1)～(5)及び第6条の5第1項第3号イ(1)～(7)に掲げる特定有害産業廃棄物
	ロ 安定型最終処分場		全てのもの	政令第6条第1項第3号イ(1)～(6)に掲げる安定型産業廃棄物
	ハ 管理型最終処分場		全てのもの	上記イ、ロ以外の産業廃棄物

※ 政令第7条の2に掲げる施設:3、5、8、10の2、11の2、12、12の2、13、13の2、14

目 次

産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処分量の許可申請等に必要な手続	1
第1 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく事業計画協議	
・ 計画概要段階における手続のフロー	3
・ 計画詳細段階における手続のフロー	4
・ 事業計画協議にあたっての留意点	5
・ 添付書類等	
1-1 事業計画協議	7
1-2 事業計画書(中間処分)	7
1-3 事業計画書(最終処分)	8
第2 事前確認手続	
・ 事前確認手続にあたっての留意点	9
・ 添付書類等	
2-1 産業廃棄物処理施設設置(中間処理施設)	11
2-2 産業廃棄物最終処分場設置	13
2-3 産業廃棄物処理施設(中間処理)の廃止	15
2-4 産業廃棄物処理施設(中間処理)の休止	15
2-5 産業廃棄物処理施設(中間処理)の再開	15
2-6 (特別管理)産業廃棄物処分量(中間処分)	16
2-7 (特別管理)産業廃棄物処分量(最終処分)	18
第3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請・届出等	
・ 許可申請のフロー	21
・ 申請・届出にあたっての留意点	22
・ 添付書類等	
3-1 産業廃棄物処理施設設置許可申請	28
3-2 (特別管理)産業廃棄物処分量許可申請	30
3-3-1 産業廃棄物処理施設譲受け・借受申請	32
3-3-2 産業廃棄物処理施設設置者の合併・分割申請	33
3-3-3 産業廃棄物処理施設の相続届出	34
3-4-1 産業廃棄物処理施設の廃止	35
3-4-2 産業廃棄物処理施設の休止	35
3-4-3 産業廃棄物処理施設の再開	35
資料1 欠格要件について	38
資料2 後見等の登記事項証明書について	39
資料3 (特別管理)産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について	40
資料4 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針	41
資料5 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針	43

産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処分業の許可申請等に必要な手続

1 産業廃棄物処理施設関係

(1) 設置許可申請

固定式施設(移動式兼用含む)	事業計画協議 → (事前確認) → 申請
移動式施設 自社廃棄物のみを処理する固定式施設	—————→ (事前確認) → 申請

(2) 変更許可申請

産業廃棄物処理施設に係る変更であって、下記に掲げる変更をする場合は、変更許可を受ける必要があります。(軽微な変更に係る場合を除く。)

- ・産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ・産業廃棄物処理施設の処理能力(10%以上)
- ・産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

固定式施設(移動式兼用含む)	事業計画協議 → (事前確認) → 申請
固定式施設(移動式兼用含む)であって、生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる場合 移動式施設 自社廃棄物のみを処理する固定式施設	—————→ (事前確認) → 申請

(3) 軽微変更届出

法第15条の2の6第3項の規定により軽微な変更をした場合は、届出が必要です。

産業廃棄物処理施設に係る変更については、軽微な変更に該当するか否かを事前に相談してください。

産業廃棄物処理施設に係る変更 施設の休止 施設の再開	—————→ (事前確認) → 届出
上記以外(氏名又は名称、事業所の名称、役員等の変更)	—————→ 届出

(4) 廃棄物処理施設の更新について

廃棄物処理施設を更新するにあたり、新たに設置する廃棄物処理施設が同一である場合は手続きが簡略化されます。施設の仕様等がわかる書類を用意のうえ、事前に相談してください。

2 (特別管理) 産業廃棄物処分業関係

(1) 新規許可申請

固定式施設(移動式兼用を含む)を用いる場合	事業計画協議 → (事前確認) → 申請
移動式施設のみを用いる場合	—————→ (事前確認) → 申請

(2) 更新許可申請

更新	—————→ 申請
----	-----------

(3) 事業範囲の変更許可申請

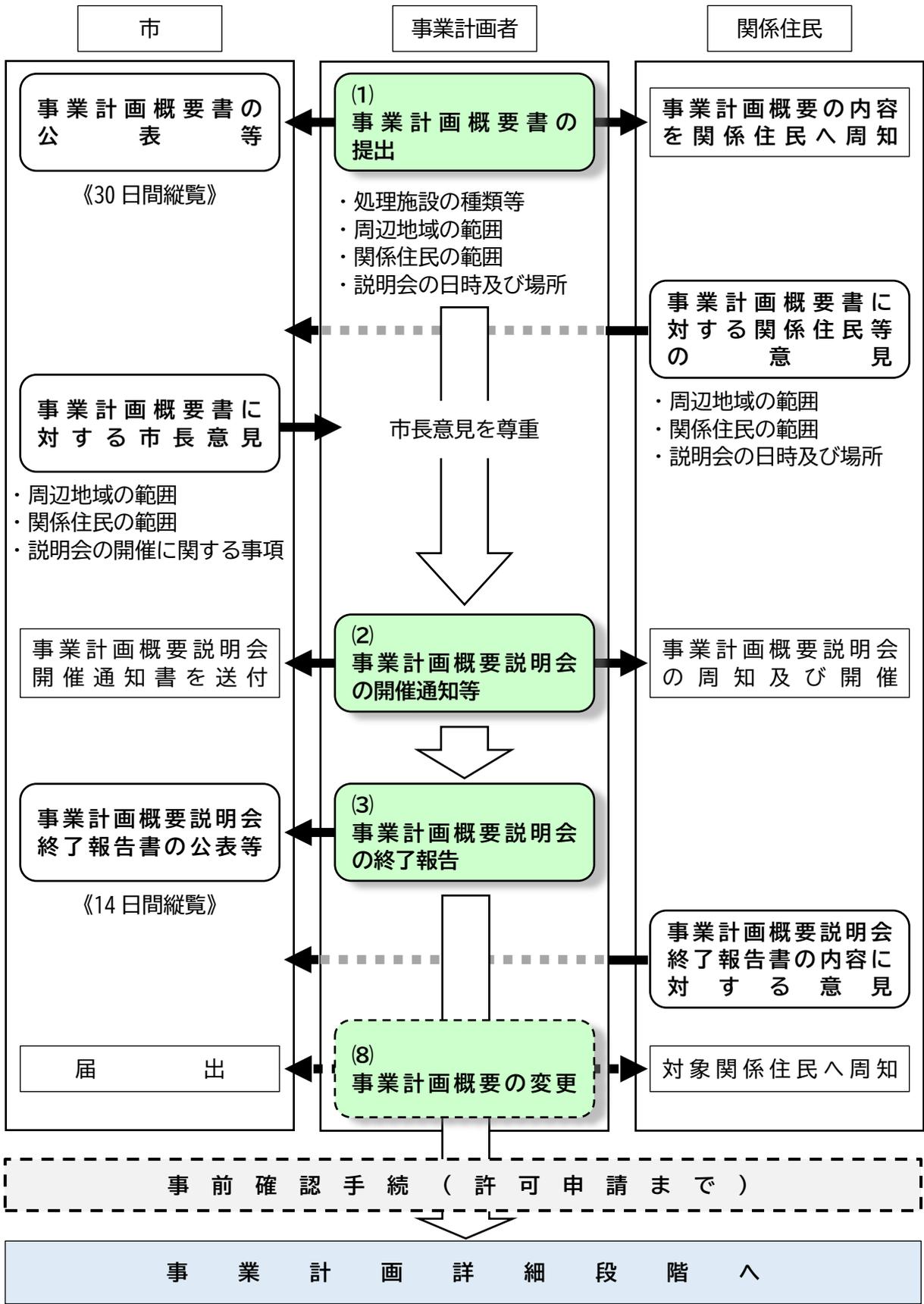
下記以外	事業計画協議 → (事前確認) → 申請
固定式施設(移動式兼用を含む)を用いる場合であって、生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる場合	—————→ (事前確認) → 申請
移動式施設のみを用いる場合	

(4) 変更届

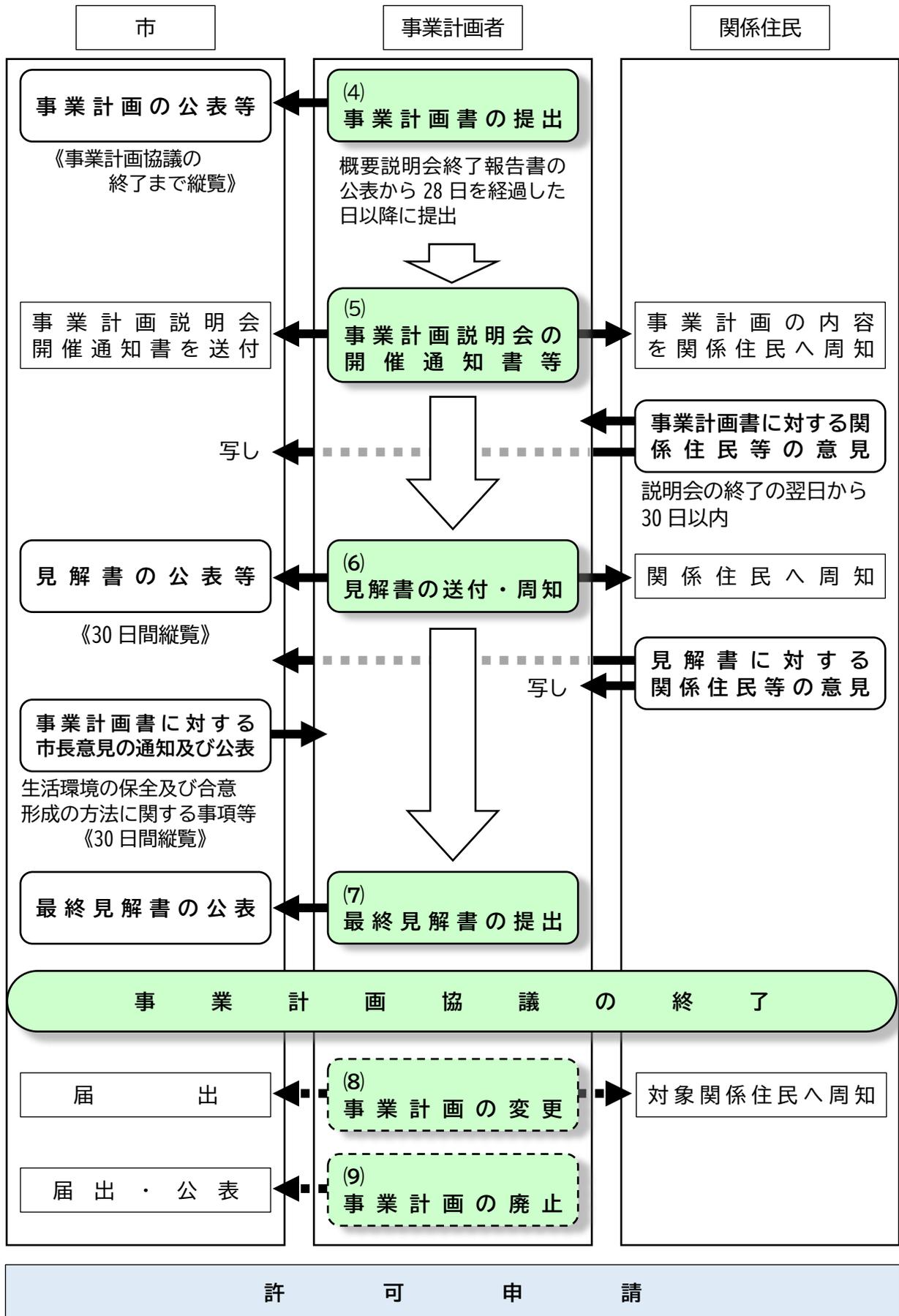
氏名又は名称、事業所の名称、役員、事業の廃止等	—————→ 届出
上記以外	—————→ (事前確認) → 届出

第1 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく事業計画協議

計画初期段階における手続のフロー



計画詳細段階における手続のフロー



事業計画協議にあたっての留意点

1 提出先

〒390-0851 松本市大字島内 7576-1 松本クリーンセンター 2階
松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課

2 提出部数

事業計画概要書 事業計画概要説明会終了報告書 事業計画書 見解書 事業計画変更届出書 最終見解書	2部
事業計画概要説明会開催通知書 事業計画説明会開催通知書 事業計画廃止届出書	1部

3 手続について

(1) 事業計画概要書の提出

産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物処分業に係る申請を行う前に、「事業計画概要書」(様式1)に1-1(p.7)の書類を添付し、廃棄物対策課へ提出してください。また、事業計画概要書の内容を関係住民に周知してください。

周辺地域の選定にあたっては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」(p.41)を、また、事業計画概要及び事業計画に係る説明会実施の詳細は、「廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」(p.43)をそれぞれ参照してください。

(2) 事業計画概要説明会の開催通知書等

事業計画概要書の提出後、書面により通知される市長の意見を尊重し、対象周辺地域の範囲及び対象関係住民の範囲を決定し、事業計画概要説明会の開催日時及び場所を確定してください。

事業計画概要説明会の開催にあたっては、対象関係住民に対して概ね2週間前までに周知するとともに、「事業計画概要説明会開催通知書」(様式2)を廃棄物対策課に提出してください。

(3) 事業計画概要説明会の終了報告

事業計画概要説明会が終了した後、「事業計画概要説明会終了報告書」(様式3)を廃棄物対策課に提出してください。

(4) 事業計画書の提出

「事業計画概要説明会終了報告書」の公表日の翌日から28日経過後に「事業計画書」(様式4)に1-2又は1-3(p.7・8)の書類を添付して廃棄物対策課に提出してください。

事業計画書は、事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

(5) **事業計画説明会の開催通知書等**

事業計画説明会の開催にあたっては、対象関係住民に対して概ね2週間前までに周知するとともに、「事業計画説明会開催通知書」（様式2）を廃棄物対策課に提出してください。

(6) **見解書の送付・周知**

対象関係住民等から事業計画書に対する意見書の送付を受けたときは、「見解書」（様式5）に必要な事項を記入し、対象関係住民が知り得る方法により周知するとともに、見解書及び意見書の写しを廃棄物対策課へ提出してください。なお、意見書が送付されなかった場合は、見解書に意見書が送付されなかった旨を記載して廃棄物対策課へ提出してください。

見解書は、事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

(7) **最終見解書の提出**

事業計画に対する市長の意見を受けたときは、「最終見解書」（様式6）を廃棄物対策課へ提出してください。当該最終見解書の提出をもって事業計画協議が終了するものとします。

(8) **事業計画の変更**

事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、「事業計画変更届出書」（様式7）を廃棄物対策課へ提出してください。なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続きの全部又は一部を再度実施するよう市長から勧告されることがあります。

(9) **事業計画の廃止**

事業計画を廃止するときは、「事業計画廃止届出書」（様式8）を廃棄物対策課へ提出してください。

4 注意事項

(1) 産業廃棄物処理施設の設置許可と産業廃棄物処分業の許可を双方とも新規に申請する場合は、処分業に係る事業計画協議を行えば処理施設に係る事業計画協議は不要となります。複数の許可申請を行うときは、事前に廃棄物対策課にご相談ください。

(2) 事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを市長から勧告されることがあります。また、事業計画に対する市長の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを市長から勧告されることがあります。なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

(3) 提出書類は、日本産業規格A列4番とします。図面等の大きなものは、折り込んでください。

(4) 行政書士を代理人として書類を提出する場合は、提出者の欄に提出者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印してください。

また、具体的な委任の範囲及び登録番号（行政書士証票の番号）を記載した委任状（提出日前3カ月以内）を添付してください。

1-1 事業計画概要書添付書類

1	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図
2	<input type="checkbox"/> 処理工程図(処理する産業廃棄物の種類別に記載)
3	<input type="checkbox"/> 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
4	<input type="checkbox"/> 周辺地域の範囲を示す地図等

1-2 事業計画書(中間処分)添付書類

1	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの)若しくは直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)
2	<input type="checkbox"/> 周辺地域の範囲を示す地図等
3	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
4	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(省令第12条の6及び第12条の7に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況) ※許可不要施設も産業廃棄物処理施設に準じて作成してください。
5	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図
6	<input type="checkbox"/> 処理工程図(処理する(特別管理)産業廃棄物の種類別に記載)
7	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設及び廃棄物の保管場所(処理前・処理後)の平面図、立面図、断面図及び構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類) <input type="checkbox"/> 省令第12条及び省令第12条の2に規定する施設の技術上の基準への対応状況
8	<input type="checkbox"/> 処理の対象となる(特別管理)産業廃棄物の性状を示す書類(特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付)
9	<input type="checkbox"/> 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
10	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
11	<input type="checkbox"/> 処理施設の性能を示す書類(テストプラントで実験した場合は実験成績表)
12	<input type="checkbox"/> 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の処分委託先の許可証の写し
13	<input type="checkbox"/> 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
14	産業廃棄物処理施設を設置する場合 <input type="checkbox"/> 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 調査をしない項目の理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
15	特別管理産業廃棄物を処理する場合 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の中間処分に必要な付帯設備の概要を記載した書類

1-3 事業計画書（最終処分）添付書類

1	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの)若しくは直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)
2	<input type="checkbox"/> 周辺地域の範囲を示す地図等
3	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
4	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(最終処分基準省令第2条第2項に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類を添付)
5	<input type="checkbox"/> 埋立処分する(特別管理)産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
6	<input type="checkbox"/> 埋立処分計画を記載した書類
7	<input type="checkbox"/> 災害防止計画に関する書類
8	<input type="checkbox"/> (特別管理)産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類
9	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
10	<input type="checkbox"/> 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
11	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
12	<input type="checkbox"/> 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
13	<input type="checkbox"/> 埋立処分地現況写真
14	<input type="checkbox"/> 最終処分基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類
15	<input type="checkbox"/> 埋立完了予想図 <input type="checkbox"/> 跡地利用計画
16	<input type="checkbox"/> 埋立処分地の管理計画(浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画)
17	<input type="checkbox"/> 周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類
18	<input type="checkbox"/> 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 調査をしない項目の理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
19	特別管理産業廃棄物を処理する場合 <input type="checkbox"/> 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類

第2 事前確認

事前確認にあたっての留意点

下記の申請等をしようとする者は、条例の手の続の有無にかかわらず、事業の内容について事前確認手続を受けることができます。

事業の内容が、法の基準及び関係法令に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します。

- ・産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処分量の（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処理施設に係る軽微変更をしようとする者
- ・産業廃棄物処分量の用に供する施設（許可不要施設）を変更しようとする者
- ・廃棄物保管施設を変更しようとする者

1 提出先

〒390-0851 松本市大字島内 7576-1 松本クリーンセンター 2階
松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課

2 提出部数

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書	政令第7条の2に掲げる施設	7部
	上記以外	2部
	移動式施設	1部
（特別管理）産業廃棄物処分量事前確認手続依頼書		2部
（特別管理）産業廃棄物処分量事前確認手続依頼書（移動式施設のみ）		1部

3 手続について

(1) 廃棄物処理施設関係

ア 産業廃棄物処理施設を設置する場合

事業計画協議が必要となる場合は、初期段階が終了した後に提出してください。

- ・様式9「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」
- ・添付書類 中間処理施設 2-1 (p.11・12)
最終処分場 2-2 (p.13・14)

イ 産業廃棄物処理施設を変更する場合（法第15条の2の6第1項ただし書きに規定される軽微な変更該当する場合を含む）

事業計画協議が必要となる場合は、初期段階が終了した後に提出してください。

- ・様式9「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」
- ・添付書類 中間処理施設 2-1 (p.11・12) に掲げる書類のうち変更に係る書類
最終処分場 2-2 (p.13・14) に掲げる書類のうち変更に係る書類

ウ 産業廃棄物処理施設（中間処理）を廃止、休止又は再開する場合

- ・ 様式 9 「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」
- ・ 添付書類 廃止 2 - 3 (p. 15)
休止 2 - 4 (p. 15)
再開 2 - 5 (p. 15)

(2) (特別管理) 産業廃棄物処分業関係

ア 新規許可申請

事業計画協議の初期段階が終了した後に提出してください。

- ・ 様式 10 「(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書」
- ・ 添付書類 中間処分 2 - 6 (p. 16・17)
最終処分 2 - 7 (p. 18・19)

イ 事業範囲の変更許可申請、変更届

事業計画協議が必要となる場合は、初期段階が終了した後に提出してください。

- ・ 様式 10 「(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書」
- ・ 添付書類 中間処分 2 - 6 (p. 16・17) に掲げる書類のうち変更に係る書類
最終処分 2 - 7 (p. 18・19) に掲げる書類のうち変更に係る書類

(3) 上記(1)及び(2)の両方を提出する場合

(特別管理) 産業廃棄物処分業の用に供する目的で処理施設を設置しようとする場合は、「(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書」(様式 10) (添付書類を含む) の後に、「産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」(様式 9) (添付書類を含む) を添付してください。

4 手続きに係る注意事項

- (1) 提出書類は、日本産業規格 A 列 4 番とします。図面等の大きなものは、折り込んでください。
- (2) 公的機関が交付する書類 (各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し等) について、原本の提出を原則としますが、原本を持参し、市の確認を受けたものによっては写しをもって代えることができます。
- (3) 行政書士を代理人として書類を提出する場合は、提出者の欄に提出者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印してください。
また、具体的な委任の範囲及び登録番号 (行政書士証票の番号) を記載した委任状 (提出日前 3 カ月以内) を添付してください。

2-1 産業廃棄物処理施設設置（中間処理施設） 事前確認 添付書類

○：必須、△：変更事項に該当する場合に添付が必要な書類、－：不要

	添付書類	新規	変更
1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 事業目的、事業概要、フローシート(処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの)、処理により生産される製品に関する情報	○	○
2	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}	○	－
3	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}	○	－
4	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)	○	－
5	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類(移動式施設設置者は添付不要)	○	○
6	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(省令第12条の6及び第12条の7に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況)(参考様式3,4)	○	△
7	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類(様式25)	○	○
8	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講したものにあっては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書	○	△
9	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の設置(承継(譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続)する場合を含む。)に関する関係住民への説明会の経過を記した書類(説明資料、説明会で出された意見、質疑応答等) ^{※7} (事業計画協議を実施している者、移動式施設設置者、生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者は添付不要)	○	○

10	<input type="checkbox"/> 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類※8 <input type="checkbox"/> 調査をしない項目の理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)	○	○
11	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置場所及び付近の見取図 <input type="checkbox"/> 公図の写し(敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの)	○	△
12	<input type="checkbox"/> 処理工程図(処理する産業廃棄物の種類別に記載)	○	△
13	<input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設及び産業廃棄物の保管場所(処理前・処理後)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類) <input type="checkbox"/> 省令第12条及び第12条の2に規定する施設の技術上の基準への対応状況(参考様式1,2)	○	△
14	<input type="checkbox"/> 処理の対象となる産業廃棄物の性状を示す書類(特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付)	○	△
15	<input type="checkbox"/> 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	○	△
16	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図(該当する場合のみ)	○	△
17	<input type="checkbox"/> 処理施設の性能を示す書類(テストプラントで実験した場合は実験成績表)	○	△
18	<input type="checkbox"/> 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及び処分方法を記載した書類	○	△
19	<input type="checkbox"/> 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	○	△
20	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 不動産登記の登記事項証明書※1※6 申請者が所有権を有しない場合 <input type="checkbox"/> 当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写し等)	○	△

(注) ※については、p. 20 をご確認ください。

2-2 産業廃棄物最終処分場設置 事前確認 添付書類

1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 事業目的、事業概要、フローシート(処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの)
2	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}
3	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}
4	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)
5	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
6	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(最終処分場省令第2第2項に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類)
7	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類(様式 25)
8	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講したものにあっては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書
9	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の設置(承継(譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続)する場合を含む。)に関する関係住民への説明会の経過を記した書類(説明資料、説明会で出された意見、質疑応答等) ^{※7} (事業計画協議を実施している者、生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者は添付不要)
10	<input type="checkbox"/> 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 調査をしない項目の理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
11	<input type="checkbox"/> 埋立処分する産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
12	<input type="checkbox"/> 埋立処分計画を記載した書類

13	<input type="checkbox"/> 災害防止計画に関する書類
14	<input type="checkbox"/> (特別管理)産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類
15	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書 <input type="checkbox"/> 公図の写し(敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの)
16	<input type="checkbox"/> 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
17	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の1以上の地形図
18	<input type="checkbox"/> 最終処分場の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
19	<input type="checkbox"/> 埋立処分地現況写真
20	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 不動産登記の登記事項証明書※1※6 申請者が所有権を有しない場合 <input type="checkbox"/> 当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写し等)
21	<input type="checkbox"/> 最終処分基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類
22	<input type="checkbox"/> 埋立完了予想図 <input type="checkbox"/> 跡地利用計画
23	<input type="checkbox"/> 埋立処分地の管理計画(浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画)
24	<input type="checkbox"/> 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類

(注) ※については、p. 20 をご確認ください。

2-3 産業廃棄物処理施設（中間処理）の廃止 事前確認 添付書類

1	<input type="checkbox"/> 廃止の理由を記載した書類
2	<input type="checkbox"/> 現在取り引きしている産業廃棄物の扱いを記載した書類
3	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画書
4	<input type="checkbox"/> 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
5	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図

2-4 産業廃棄物処理施設（中間処理）の休止 事前確認 添付書類

1	<input type="checkbox"/> 休止の理由を記載した書類
2	<input type="checkbox"/> 現在取り引きしている産業廃棄物の扱いを記載した書類
3	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画書
4	<input type="checkbox"/> 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
5	<input type="checkbox"/> 再開の見通しを記載した書類

2-5 産業廃棄物処理施設（中間処理）の再開 事前確認 添付書類

1	<input type="checkbox"/> 再開の理由を記載した書類
2	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類
3	<input type="checkbox"/> 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
4	<input type="checkbox"/> 技術上の基準に適合していることを証する書類

2-6 (特別管理) 産業廃棄物処分量 (中間処分) 事前確認

1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 事業目的、事業概要、フローシート(処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの)、処理により生産される製品に関する情報(生産量・販売単価・主な販売先)
2	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}
3	<input type="checkbox"/> 事業本拠地の所在を示す略図
4	<input type="checkbox"/> 事業の開始(変更)に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類(様式 26)
5	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}
6	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)
7	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類(移動式施設設置者は添付不要)
8	<input type="checkbox"/> 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分過程)を修了した者にあつては、修了証の写し ^{※9}
9	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の設置(承継(譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続)する場合を含む。)に関する関係住民への説明会の経過を記した書類(説明資料、説明会で出された意見、質疑応答等) ^{※7} (事業計画協議を実施している者、移動式施設設置者、生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者は添付不要)
10	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(省令第 12 条の6及び第 12 条の7に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況) ^{※10}
11	<input type="checkbox"/> 帳簿の様式(法第 14 条第 17 項又は第 14 条の4第 18 項の規定による)及び管理方法を記した書類

12	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図
13	<input type="checkbox"/> 処理工程図(処理する産業廃棄物の種類別に記載)
14	<input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設及び産業廃棄物の保管場所(処理前・処理後)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類) <input type="checkbox"/> 処理施設に関する書類(省令第 12 条及び第12条の2に規定する施設の技術上の基準への対応状況) ^{※10}
15	<input type="checkbox"/> 処理の対象となる産業廃棄物の性状を示す書類(特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉱さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付)
16	<input type="checkbox"/> 処理施設の排水、排煙、その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
17	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流経路を示した縮尺 10,000 分の1以上の地形図
18	<input type="checkbox"/> 処理施設の実験成績表(テストプラントで実験した場合)又は性能を示す書類
19	<input type="checkbox"/> 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 処理後に排出される(特別管理)産業廃棄物の処分委託先の許可証の写し
20	<input type="checkbox"/> 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
21	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 公図の写し ^{※1} (敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの) <input type="checkbox"/> 不動産登記の登記事項証明書 ^{※1} 申請者が所有権を有しない場合 <input type="checkbox"/> 当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写し等) ^{※6}
22	感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く特別管理産業廃棄物を処理する場合のみ <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
23	感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く特別管理産業廃棄物を処理する場合のみ <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

(注) ※については、p. 20 をご確認ください。

2-7 (特別管理) 産業廃棄物処分量 (最終処分) 事前確認

1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 事業目的、事業概要、フローシート(処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの)
2	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}
3	<input type="checkbox"/> 事業本拠地の所在を示す略図
4	<input type="checkbox"/> 事業の開始(変更)に要する資金の総額及び調達方法を記載した書類(様式 26)
5	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※3} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}
6	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)
7	<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
8	<input type="checkbox"/> 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分過程)を修了した者にあつては、修了証の写し) ^{※9}
9	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の設置(承継(譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続)する場合を含む。)に関する関係住民への説明会の経過を記した書類(説明資料、説明会で出された意見、質疑応答等) ^{※7}
10	<input type="checkbox"/> 施設の維持管理計画に関する書類(最終処分基準省令第2条第2項に規定する処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類を添付)
11	<input type="checkbox"/> 帳簿の様式(法第 14 条第 17 項又は第 14 条の4第 18 項の規定による)及び管理方法を記した書類

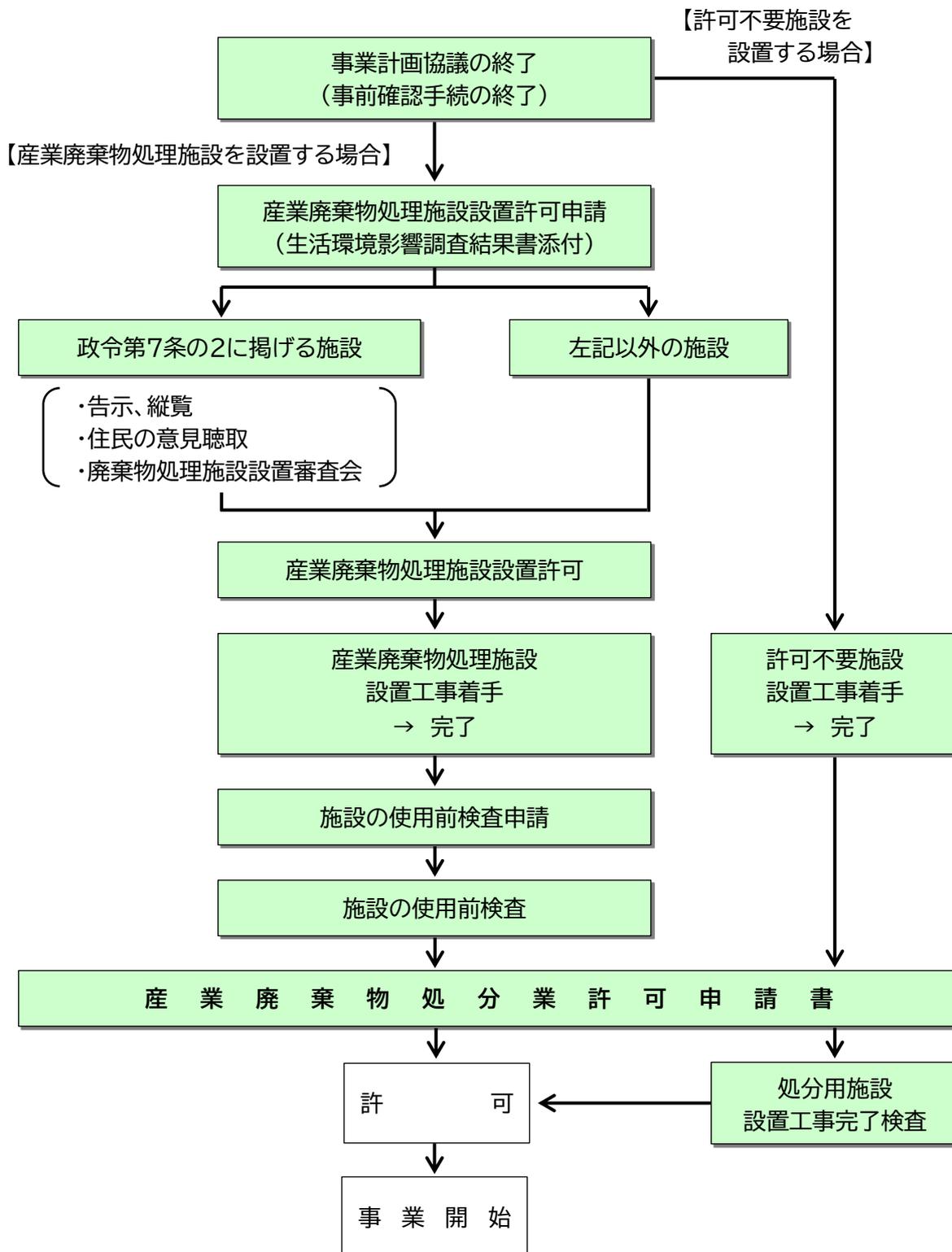
12	<input type="checkbox"/> 埋立処分する産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
13	<input type="checkbox"/> 埋立処分計画を記載した書類
14	<input type="checkbox"/> 災害防止計画に関する書類
15	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類
16	<input type="checkbox"/> 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
17	<input type="checkbox"/> 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
18	<input type="checkbox"/> 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の1以上の地形図
19	<input type="checkbox"/> 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
20	<input type="checkbox"/> 埋立処分地現況写真
21	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 公図の写し ^{※1} (敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの) <input type="checkbox"/> 不動産登記の登記事項証明書 ^{※1} 申請者が所有権を有しない場合 <input type="checkbox"/> 当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写し等) ^{※6}
22	<input type="checkbox"/> 最終処分基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類
23	<input type="checkbox"/> 埋立完了予想図及び跡地利用計画
24	<input type="checkbox"/> 埋立処分地の管理計画(浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画)
25	<input type="checkbox"/> 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類
26	<input type="checkbox"/> 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えることを証する書類(廃石綿のみを処理する場合は不要)
27	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類(廃石綿のみを処理する場合は不要)

(注) ※については、p. 20 をご確認ください。

- ※1 公図の写し、不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。
商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。
- ※2 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合は添付してください。
また、次のいずれかに該当する場合は、長期的財務計画書（様式 29）を添付し、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書（様式 29）を添付してください。
・次期への繰越損失がある
・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
・債務超過
- ※3 設立3年未満の法人の場合は、次の書類を提出してください。
・存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直前で貸借対照表を作成）
・納税証明書（設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」））
・今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 29）
- ※4 個人の場合で、直前3年の確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書等がない場合は、存在する確定申告書の写し、納税証明書（「その1」又は「その3」）及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式 29）を提出してください。
- ※5 経理的基礎に係る添付書類並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。
- ※6 不動産登記の登記事項証明書等は、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に必ず添付してください。
- ※7 周辺地域と環境保全協定を締結した場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に換えることができます。
- ※8 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査してください。（装置メーカーによる測定データの提出も可）
- ※9 講習会修了証の有効期限について
ア 新規許可申請の場合
申請日前5年以内の新規講習修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証の写しでも可。
イ 変更許可申請の場合
変更許可申請の直近の新規講習修了証の写し、又は更新講習修了証の写し
- 注1 特別管理産業廃棄物処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することはできませんが、産業廃棄物処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の許可申請に使用することはできません。
- 注2 （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。
・申請者が法人である場合は、代表者若しくは業務を行う役員（監査役は除く。）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
・申請者が個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
- ※10 許可不要施設も、産業廃棄物処理施設に準じて作成してください。

第3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請・届出等

許可申請のフロー



申請・届出にあたっての留意点

1 提出先

〒390-0851 松本市大字島内 7576-1 松本クリーンセンター 2階
松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課

2 提出部数及び申請手数料

区	分	部数	手数料
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	政令第7条の2に掲げる施設	8部	140,000円
	上記以外	1部	120,000円
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	政令第7条の2に掲げる施設	8部	130,000円
	上記以外	1部	110,000円
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書		1部	-
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書		1部	-
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書		1部	94,000円
産業廃棄物処理施設の設置者の合併又は分割の認可申請		1部	94,000円
産業廃棄物処分業許可申請書（新規）		1部	100,000円
産業廃棄物処分業許可申請書（更新）		1部	94,000円
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書		1部	92,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（新規）		1部	100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（更新）		1部	95,000円
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書		1部	95,000円
（特別管理）産業廃棄物処理業変更届出書		1部	-
（特別管理）産業廃棄物処理業廃止届出書		1部	-

3 手数料の納付について

手数料納付申出書（様式 36）又は各種申請書が提出された際に納付書を発行します。手数料を取扱金融機関で納付後、受領の写しを提出してください。

なお、納付された手数料は原則として還付することはできません。

4 手続について

(1) 産業廃棄物処理施設関係

ア 産業廃棄物処理施設設置許可申請

事業計画協議が必要な場合は、事業計画協議終了後に申請してください。

- ・様式 11「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」
- ・添付書類 3-1 (p.28・29)

イ 産業廃棄物処理施設変更許可申請

産業廃棄物処理施設の処理能力（10%以上の増加）や位置、処理方式及び構造等を変更する場合であり、事業計画協議が必要な場合は、事業計画協議終了後に申請してください。

- ・様式 12「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」
- ・添付書類 3-1 (p.28・29)

ウ 産業廃棄物処理施設使用前検査申請

施設の設置等の工事が完了した後に申請してください。申請書に記載した計画への適合が認められた後に施設を使用することができます。

- ・様式 13「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」
- ・添付書類 関係図面、工事写真等

エ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出

産業廃棄物処理施設について、軽微な変更又は施設の廃止、休止若しくは再開を行った場合は、遅滞なく届出してください。

なお、施設に係る変更については、事前確認手続を行うことができます。

- ・様式 14「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」
- ・添付書類 下記(ア)～(ウ)のいずれかの書類

(ア) 設置者の氏名又は名称、住所、法人の役員等の変更

- ・添付書類 3-1 (p.28・29) に掲げる書類のうち変更した部分に係る書類
- ・法人の役員等の変更の場合は「役員等の変更に係る新旧対照表」(様式 34)

(イ) 産業廃棄物処理施設に係る変更（法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書）

- ・添付書類 3-1 (p.28・29) に掲げる書類のうち変更した部分に係る書類

(ウ) 施設の廃止

- ・添付書類 産業廃棄物処理施設設置許可証

オ 産業廃棄物処理施設の承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割、相続）について

(ア) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け

産業廃棄物処理施設を譲受け又は借受けする場合は、申請してください。

- ・様式 15「産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書」
- ・添付書類 3-3-1 (p.32)

(イ) 産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割

法人の合併又は分割を行う場合は、申請してください。

なお、認可を受けて合併・分割による登記を行った後、「法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書」（様式 17）に、合併・分割認可に係る産業廃棄物処理施設を承継する法人の商業・法人登記事項証明書を添付して提出してください。

- ・様式 16「合併・分割認可申請書」
- ・添付書類 3-3-2 (p.33)

(ウ) 産業廃棄物処理施設の相続

産業廃棄物処理施設を相続したときは、相続の日から 30 日以内に届出してください。

- ・様式 18「相続届出書」
- ・添付書類 3-3-3 (p.34)

(2) (特別管理) 産業廃棄物処分業関係

ア (特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請

事業計画協議終了後に申請してください。

- ・様式 19「産業廃棄物処分業許可申請書」
- ・様式 22「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書」
- ・添付書類 3-2 (p.30・31)

イ (特別管理) 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可申請

事業計画協議終了後に申請してください。

- ・様式 20「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」
- ・様式 23「特別管理産業廃棄物の事業範囲変更許可申請書」
- ・添付書類 3-2 (p.30・31)

ウ (特別管理) 産業廃棄物処分業更新許可申請

有効期限が切れる概ね 2 か月前までに申請してください。

- ・様式 19「産業廃棄物処分業許可申請書」
- ・様式 22「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書」
- ・添付書類 3-2 (p.30・31)

エ (特別管理) 産業廃棄物処分業変更届

次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更の日から 10 日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日）以内に届出してください。

なお、届出期限を経過した際は、遅延理由書（任意様式）を併せて提出してください。

- ・様式 21「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」 又は
- ・様式 24「特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」
- ・添付書類 3-2 (p.30・31) に掲げる書類のうち変更した事項に係る書類

(ア) 氏名又は名称

(イ) 役員、発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主等（「役員等の変更に係る新

旧対照表」(様式 30) を添付)

(ウ) 事務所及び事業場の所在地

(I) 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模

(オ) 保管場所の所在地、面積、保管する廃棄物の種類及び保管上限等

(カ) 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

オ 産業廃棄物処分業廃止届

事業の一部又は全部を廃止した場合は、「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」を、事業の廃止の日から 10 日以内に提出してください。

なお、一部廃止の際は、廃止後の事業内容を記載した書類を添付してください。また、全部廃止の際には、許可証を返納してください。

届出期限を経過した際は、遅延理由書(任意様式)を併せて提出してください。

5 添付書類の省略について

(1) 先行許可証の提出による住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」(様式 31)と先行許可証の写しを提出すると、添付書類の一部を省略できます。

代用できる許可証(許可の日から起算して 5 年を経過しないもの)
ただし、「規則第 9 条の 2 第 8 項(同第 10 条の 4 第 7 項、第 10 条の 12 第 2 項、第 10 条の 16 第 2 項、第 11 条第 8 項)の規定による許可証の提出の有無 (有)・無」と記載されたものを除く。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条第 1 項関係)
- ・ 産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条第 4 項関係)
- ・ 産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の 2 関係)
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第 14 条の 4 第 1 項)
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第 14 条の 4 第 4 項)
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第 14 条の 5 第 1 項)
- ・ 産業廃棄物処理施設の許可(法第 15 条第 1 項)
- ・ 産業廃棄物処理施設の変更許可(法第 15 条の 2 の 4 第 1 項)

(2) 事前確認手続後の申請等における添付書類の省略について

事前確認手続後に申請等を行う場合、事前確認手続時に提出された書類のうち、内容に変更がない書類の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について【産業廃棄物処理施設】」(様式 32-1)又は「添付書類の省略について【産業廃棄物処分業】」(様式 32-2)を併せて提出してください。

ただし、商業・法人登記の登記事項証明書等で申請日前 6 か月以内に発行されたもの等の条件を満たさない書類については省略することができません。

(3) 内容に変更がない場合の添付書類の省略について(産業廃棄物処分業許可更新申請時など)

更新許可等において、過去の申請等において提出した書類について、その内容に変更がない場合に限り提出を省略することができます。その場合は、「添付書類の省略について【産業廃棄物処理施設】」(様式 32-1) 又は「添付書類の省略について【(特別管理) 産業廃棄物処分業】」(様式 32-2) を併せて提出してください。

(4) 同時に2以上の異なる申請(届出)書を提出する場合の添付書類の省略について

産業廃棄物処分業許可申請と特別管理産業廃棄物処分業許可申請を同時に行う場合や役員変更に伴い複数の許可について変更届出書を提出する場合など、同時に2以上の異なる申請(届出)書を提出する場合において、各申請(届出)書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請(届出)書にこれを添付し、他の申請(届出)書には「添付書類の省略について【2以上の同時申請(届出)】」(様式 32-3) を添付することにより添付書類を省略することができます。

なお、省略できる書類は手続きごとに異なるため廃棄物対策課にご確認ください。

6 申請・届出に係る注意事項

- (1) 提出書類は、日本産業規格A列4番とします。図面等の大きなものは、折り込んでください。
- (2) 公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し等)について、原本の提出を原則としますが、原本を持参し、市の確認を受けたものにあつては写しをもって代えることができます。
- (3) 行政書士を代理人として書類を提出する場合は、提出者の欄に提出者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印してください。
また、具体的な委任の範囲及び登録番号(行政書士証票の番号)を記載した委任状(提出日前3カ月以内)を添付してください。

7 優良産廃処理業者認定制度について

更新許可申請時に必要書類を添付して優良産廃処理業者の認定を受けることができます。

認定により許可の有効期間が7年に延長され、許可の更新申請や、事業範囲の変更許可を申請する場合には、一部の書類の添付を省略できます。

8 特定欠格要件該当の届出について

産業廃棄物処理施設又は(特別管理)産業廃棄物処分業の許可を受けている者が、特定の欠格要件(資料1「欠格要件について」の2~7、10~12(ただし10~12に掲げる者で8又は9に該当する者を除く。))に該当した場合は、産業廃棄物処理施設設置者にあつては「産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書」(様式 34)を、(特別管理)産業廃棄物処分業者にあつては「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式 35)を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。

また、「欠格要件について」の1に該当するおそれのあるものとして環境省令で定める者に該当した場合は、「(特別管理)産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式 35)を、該当するに至った後遅滞なく提出してください。

9 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧

産業廃棄物処理施設を設置する者又は（特別管理）産業廃棄物処分業を行う者は、条例により事業場に帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示するとともに、処理施設に係る下記の事項について記録し、その記録を3年間備え置くことが必要です。

なお、これらの記録は、関係住民、排出事業者又は工事発注者（工事発注事業者も含む。）からの閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

記録が必要な場合	記録する事項	備考
産業廃棄物を処理した場合	処理を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
生活環境影響調査に係る事項の測定を行った場合 （大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	
処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	

3-1 産業廃棄物処理施設設置許可申請 添付書類

下記①～③に該当する場合は、添付書類の一部を省略することができます。

- ① 先行許可証の写しを提出した場合は省略できます。
- ② 事前確認手続の際に書類を提出済みであり、内容に変更がない場合は省略できます。
- ③ 変更許可申請等において、過去に提出した書類の内容に変更がない場合は省略できます。

	添付書類	省略	
1	<input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設及び産業廃棄物の保管場所(処理前・処理後)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類) <input type="checkbox"/> 省令又は最終処分基準省令に規定される基準への対応状況 ^{※6}	②	③
2	最終処分場の場合 <input type="checkbox"/> 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	②	③
3	最終処分場以外の産業廃棄物処理施設の場合 <input type="checkbox"/> 処理工程図(処理する(特別管理)産業廃棄物の種類別に記載)	②	③
4	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置場所及び付近の見取図 <input type="checkbox"/> 公図の写し(敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの)	②	③
5	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書	②	③
6	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び調達方法(様式25)	②	③
7	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}	②	
8	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)	②	
9	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}	②	

10	<p>申請者が個人の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し^{※1}</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等^{※1})</p>	①	
11	<p><input type="checkbox"/> 申請者が法第 14 条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式 33)</p>	①	
12	<p>申請者が法第 14 条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票の写し^{※1}</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等^{※1})</p>	①	
13	<p>申請者が法人の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し^{※1}</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等^{※1})</p>	①	
14	<p>申請者が法人であり、発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 株主等の住民票の写し^{※1}</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等^{※1})</p> <p><input type="checkbox"/> 株主等が法人である場合には、登記事項証明書^{※1}</p>	①	
15	<p>申請者に政令第6条の 10 に規定する使用人がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 使用人の住民票の写し^{※1}</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等^{※1})</p>	①	
16	<p><input type="checkbox"/> 生活環境影響調査結果を記載した書類(省令第 11 条の3に該当する場合を除く。)^{※8}</p>		

(注) ※については、p. 35、p. 36 をご確認ください。

3-2 (特別管理) 産業廃棄物処分量業 (中間処分、最終処分) 許可申請 添付書類

下記①～③に該当する場合は、添付書類の一部を省略することができます。

- ① 先行許可証の写しを提出した場合は省略できます。
- ② 事前確認手続の際に書類を提出済みであり、内容に変更がない場合は省略できます。
- ③ 更新許可申請等において、過去に提出した書類の内容に変更がない場合は省略できます。

	添付書類	省略
1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 事業目的、事業概要、フローシート(処理する産業廃棄物の種類ごとに、発生量、主な排出事業者、発生から最終処分までの流れが記載されたもの)、処理により生産される製品に関する情報(生産量・販売単価・主な販売先)	
2	<input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設及び産業廃棄物の保管場所(処理前・処理後)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 <input type="checkbox"/> 設計計算書(処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類) <input type="checkbox"/> 省令又は最終処分基準省令に規定される基準への対応状況 ^{※6} <input type="checkbox"/> 当該施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> 最終処分場の場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面	② ③
3	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 公図の写し ^{※1} (敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの) <input type="checkbox"/> 不動産登記の登記事項証明書 ^{※1} 申請者が所有権を有しない場合 <input type="checkbox"/> 当該施設の使用権原を有することを証する書類(賃貸借契約書の写し等)	② ③
4	(特別管理)産業廃棄物の処分を業として行う場合(埋立処分を除く。) <input type="checkbox"/> 処分後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処理方法を記載した書類 <input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物の処分委託先の許可証の写し	② ③
5	<input type="checkbox"/> 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分課程)」の修了証の写し。 ^{※9}	②
6	<input type="checkbox"/> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ^{※7} (様式26)	②
7	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}	②

8	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{*4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)	②	
9	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{*5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{*1} ^{*5}	②	
10	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{*1})	①	
11	<input type="checkbox"/> 申請者が法第 14 条第5項第2号イからハに該当しない者であることを誓約する書面(様式 33)	①	
12	申請者が法第 14 条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票の写し ^{*1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{*1})	①	
13	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し ^{*1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{*1})	①	
14	申請者が法人であり、発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合 <input type="checkbox"/> 株主等の住民票の写し ^{*1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{*1}) <input type="checkbox"/> 株主等が法人である場合は、登記事項証明書 ^{*1}	①	
15	政令第6条の 10 に規定する使用人がある場合 <input type="checkbox"/> 使用人の住民票の写し ^{*1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{*1})	①	
16	感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く特別管理産業廃棄物を処理する場合のみ <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	②	③
17	感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く特別管理産業廃棄物を処理する場合のみ <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	②	③

(注) ※については、p. 35、p. 36 をご確認ください。

3-3-1 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け申請 添付書類

先行許可証の写しを提出した場合は、添付書類の一部を省略できます。

	添付書類	省略
1	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書	
2	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及び調達方法(様式 25)	
3	申請者が法人の場合(直前3年の各事業年度分) ^{※2※3※5} <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}	
4	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)	
5	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}	
6	申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
7	<input type="checkbox"/> 申請者が法第 14 条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式 33)	可
8	申請者が法第 14 条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
9	申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
10	申請者が法人であり、発行済株式総数の 100 分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合 <input type="checkbox"/> 株主等の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1}) <input type="checkbox"/> 株主等が法人である場合には、登記事項証明書 ^{※1}	可
11	申請者に政令第6条の 10 に規定する使用人がある場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
12	<input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物処理施設を譲り受ける又は借り受けることを証する書類	

(注) ※については、p. 35、p. 36 をご確認ください。

3-3-2 産業廃棄物処理施設設置者の合併・分割申請 添付書類

先行許可証の写しを提出した場合は、添付書類の一部を省略できます。

	添付書類	省略
1	<input type="checkbox"/> 合併契約書又は分割契約書の写し	
2	合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第15条第1項の許可を受けた者でない場合は、当該法人に係る次の書類 ^{※2※3※5}	
	(1) (直前3年の各事業年度分) <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書 ^{※2} <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書 <input type="checkbox"/> 個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1)) ^{※3}	
	(2) <input type="checkbox"/> 定款(原本証明したもの) ^{※5} <input type="checkbox"/> 商業・法人登記の登記事項証明書 ^{※1※5}	
	(3) <input type="checkbox"/> 法第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約する書面(様式33)	可
	(4) <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第14条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
	(5) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第14条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1}) <input type="checkbox"/> 株主等が法人である場合には、登記事項証明書 ^{※1}	可
	(6) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合 <input type="checkbox"/> 使用人の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第14条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
(7) <input type="checkbox"/> 現に行っている事業の概要を説明する書類		
3	合併後に存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類	
	(1) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類(一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書	
	(2) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及び調達方法(様式25)	
	(3) <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し ^{※1}	可
	(4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合 <input type="checkbox"/> 株主等の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 株主等が法人である場合には、登記事項証明書 ^{※1}	可
(5) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合 <input type="checkbox"/> 使用人の住民票の写し ^{※1}	可	

(注) ※については、p. 35、p. 36をご確認ください。

3-3-3 産業廃棄物処理施設の相続届出 添付書類

先行許可証の写しを提出した場合は、添付書類の一部を省略できます。

	添付書類	省略
1	<input type="checkbox"/> 被相続人との続柄を証する書類	
2	<input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
3	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及び調達方法(様式 25)	
4	<input type="checkbox"/> 資産に関する調書(様式 27) <input type="checkbox"/> 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近3年分) ^{※4} 確定申告書の写し、青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し等の関係書類及び納税証明書(その1)	
5	<input type="checkbox"/> 申請者が法第 14 条第5項第2号イからハに該当しない者であることを誓約する書面(様式 33)	可
6	相続人が法第 14 条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
7	相続人に政令第6条の 10 に規定する使用人がある場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{※1} <input type="checkbox"/> 法第 14 条第5項第2号イに該当しないことを審査するために必要な書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ^{※1})	可
8	<input type="checkbox"/> 当該産業廃棄物処理施設を相続したことを証する書類	

(注) ※については、p. 35、p. 36 をご確認ください。

※1 住民票の写し(本籍地(外国人の場合は国籍)の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)、後見等登記事項証明書、公図の写し、不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書について、事前確認手続を行っていない場合は申請日前3か月以内に発行されたものを、事前確認手続を行っている場合は申請日前6か月以内に発行されたものを添付してください。

後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書の提出がない場合には、欠格要件審査に係る書類の提出を求める場合があります。

商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、その他の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

※2 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合は添付してください。

また、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」を添付し、全てに該当する場合は、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過

※3 設立3年未満の法人の場合は、次の書類を提出してください。

- ・存在する財務諸表(初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成)
- ・納税証明書(設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明(「その3」又は「その3の3」))
- ・今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書

※4 個人の場合で、直前3年の確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書等がない場合は、存在する確定申告書の写し、納税証明書(「その1」又は「その3」)及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書を提出してください。

※5 経理的基礎に係る添付書類並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)を添付することができます。

※6 中間処理施設について、省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準並びに省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類を添付してください。

最終処分場について、最終処分基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準への対応状況を示す書類及び同第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類を添付してください。

※7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類について、許可更新申請の場合にも添付してください。なお、更新にあたり資金を必要としない場合には『事業の開始に要する資金の総額』欄に「0円（更新に際し資金を必要としない。）」等と記載してください。

※8 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査してください。（装置メーカーによる測定データの提出も可）

※9 講習会修了証の写しの有効期限について

ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規講習修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合、又は、既に（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を取得している個人事業主が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限り申請日前2年以内の更新講習修了証の写しでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新講習修了証の写し、又は許可更新日前5年以内の新規講習修了証の写し

ウ 変更許可申請の場合

変更許可申請の直近の新規講習修了証の写し、又は更新講習修了証の写し

注1 特別管理産業廃棄物処分課程の講習会修了証を産業廃棄物処分業の許可申請に使用することはできませんが、産業廃棄物処分課程の講習会修了証を特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に使用することはできません。

注2 （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

欠格要件について

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第 14 条第 5 項第 2 号 (14 条の 4 第 5 項第 2 号、15 条の 2 第 1 項第 4 号) に規定する次のものをいいます。

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの (大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法) 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。) の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 5 廃棄物処理法第 7 条の 4 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項 (これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合 (第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号 (第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) に該当することにより許可を取り消された場合を除く。) においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- 6 廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 7 条の 2 第 3 項 (第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 7 6 に規定する期間内に第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、6 の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
- 10 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が上記の 1 から 9 のいずれかに該当するもの
- 11 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記 1 から 9 のいずれかに該当する者のあるもの
- 12 個人で政令で定める使用人のうちに上記 1 から 9 のいずれかに該当する者のあるもの
- 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者

資料2

後見等の登記事項証明書について

後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

2 申請手続き

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846
長野市大字長野旭町1108番地
長野地方法務局戸籍課
電話番号：026-235-6611（代表）

(2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎（4階）
東京法務局民事行政部後見登録課
電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ等でも入手できます。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>



ウ 申請書に、1通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 ご不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

資料3

(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について

- 産業廃棄物の処理を受託した収集運搬業者及び処分業者は、受託した産業廃棄物に関する帳簿を作成する義務があります。
- 帳簿は事業場ごとに備え、産業廃棄物の種類ごとに下記の項目について記載する必要があります。
 - ・ 収集運搬業者の記載項目 ⇒ A
 - ・ 中間処理業者の記載項目 ⇒ B、C、D
(収集運搬業者及び処分業者に委託する場合)
 - ・ 中間処理業者の記載項目 ⇒ C、D
(処分業者のみに委託する場合)
 - ・ 最終処分業者の記載項目 ⇒ C
- 帳簿の記載期限は次のとおりです。
 - ・ A②及びC②については、マニフェストが交付又は回付された日から10日以内
 - ・ B③及びD③～⑤については、マニフェストに係る産業廃棄物の引き渡しまで
 - ・ その他の項目については、前月中の事項を当月末まで
- 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

A 収集又は運搬について

- ① 運搬年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ⑤ 積替又は保管場所ごとの搬出量(積替保管を行う場合に限り)

B 収集運搬の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 運搬先ごとの運搬量

C 処分について

- ① 受入又は処分年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処分後(埋立処分を除く)の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量

D 処分の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 交付した二次マニフェストごとの一次マニフェストの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ⑤ 受託者ごとの委託の内容・委託量

松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針

令和3年4月1日
松本市環境エネルギー部長

(趣旨)

第1 この指針は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）を運用するための指標として、処理施設の設置等に係る設置場所の選定及び周辺地域の範囲の設定について定めるものとする。

(設置場所の選定)

第2 廃棄物の処理施設（以下単に「処理施設」という。）を設置し、又は設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）は、処理施設の設置場所を選定するときは、次に掲げる事項（処理施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する工業地域又は工業専用地域（積替保管施設を設置する場合にあってはこれらのほか準工業地域を含む。）に設置する場合にあっては、第2号ア(ウ)の事項を除く。）を勘案しなければならない。

(1) 周辺地域の区域内の法令等による土地利用規制の状況

(2) 次に掲げる施設の設置状況

ア 集中する場合において、環境負荷の増大について特に注意を要する施設

(ア) 他の処理施設（その設置に当たり、条例第39条各号で定める許可申請等を要するものに限る。）

(イ) 市町村が設置する一般廃棄物処理施設で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3の規定による届出を要するもの

(ウ) 公害関係法令による規制対象施設で、(ア)及び(イ)に掲げる施設以外のもの

a 悪臭を発生する施設にあっては、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項で定める特定悪臭物質を排出する施設

b 放流水を発生する施設にあっては、次に掲げる施設

(a) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項で定める特定施設

(b) 公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号。以下「県公害防止条例」という。）第2条第1項第5号で定める特定施設

c 騒音を発生する施設にあっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項で定める特定施設

d 振動を発生する施設にあっては、振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項で定める特定施設

e 排出ガス又はばい煙を発生する施設にあっては次に掲げる施設

(a) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項で定めるばい煙発生施設

(b) 同条第5項で定める揮発性有機化合物排出施設

(c) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項で定める特定施設

(d) 県公害防止条例第2条第1項第6号で定めるばい煙発生施設

f 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設

(a) 大気汚染防止法第2条第9項で定める一般粉じん発生施設

(b) 同条第10項で定める特定粉じん発生施設

(c) 県公害防止条例第2条第1項第7号で定める粉じん発生施設

イ 近接する場合において、生活環境の保全について特に配慮を要する施設

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したもの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第35条第2項若しくは第3項の規定に基づき設置したもの又は同条第4項の規定により国、都道府県若しくは市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの

(イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設（認定こども園）

(ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める教育施設

(エ) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5で定める施設

(f) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3で定める老人福祉施設、同法第29条に規定する有料老人ホーム、医療法第1条の6で定める介護老人保健施設等、多数の高齢者が集団で利用する施設

(g) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項で定める水道施設

(3) 廃棄物の搬入又は搬出経路の幅員等の道路の状況及び交通状況

(4) 処理施設において地下水をくみ上げ、又は表流水を用いる場合にあっては、取水方法、取水量及び周辺地域における水利用の状況

(5)次に掲げる環境質等

ア 大気質 イ 水質 ウ 地下水 エ 騒音 オ 振動 カ 悪臭

キ 交通安全

（周辺地域の範囲）

第3 条例第36条の周辺地域は、次に掲げる処理施設の種類の従い、当該各号で定める距離（いずれも処理施設の存する事業場の敷地と隣地との境界線（以下「敷地境界線」という。）からの水平距離とする。）内の区域を基本とする。

(1) 積替保管施設 概ね50メートル

(2) 廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離

ア 硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離を推測できる場合 当該距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）

イ 排出ガス量等を推測しがたい場合 計画煙突高さの30倍に当たる距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）

ウ 排出ガス中の硫黄酸化物の排出量が大气污染防治法第3条第1項の規定による排出基準値の概ね10%以下になることが見込まれる場合 ア及びイの規定にかかわらず、概ね500メートル

(3) 堆肥化施設等の臭気について配慮を必要とする施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離

ア 処理能力が5トン/日未満の場合 概ね500メートル

イ 処理能力が5トン/日以上の場合 概ね1キロメートル

ウ 悪臭の発散を防止するための設備を備え、かつ、負圧に保たれた処理施設内で悪臭を生じる作業が行われる場合 ア及びイの規定に関わらず、第5号で定める距離

(4) 最終処分場 概ね1キロメートル

(5) 第1号から前号までのいずれにも該当しないもの 概ね200メートル

2 放流水を排出する処理施設（処理施設からの放流水が公共の水域に流入する場合に限る。）にあっては、前項に定めるところによるほか、当該公共の水域における低水量が放流水の量の概ね100倍となる地点（水量等を推測しがたい場合にあっては放流地点からの流下距離が概ね1キロメートル）までの水域（当該水域の底面及び沿岸（水に常時接する部分に限る。）を含む。）を周辺地域とする。

3 施設設置者は、周辺地域を決定するときは、前2項に定めるところによるほか、地形、処理施設の種類の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）、第2第5号に掲げる環境質等を総合的に勘案するものとする。

松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針

令和3年4月1日
松本市環境エネルギー部長

(趣旨)

第1 この指針は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和2年条例第63号。以下「条例」という。）を運用するための指標として、事業計画概要説明会及び事業計画説明会（以下「説明会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(主催者)

第2 説明会は、事業計画者が主催する。

(説明会の開催に関する調整)

第3 事業計画者は、あらかじめ説明会の開催等について、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を窓口として、説明会の開催日程及び会場等の調整を行うこととする。ただし、これによりがたい事情があるとき又は該当する者が少数であるときは、それぞれの区分に該当する者に個別に対応することができるものとする。

(1) 周辺地域内に住所又は居所を有する者 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項第1号から第3号まで及び第4項に定める要件を満たすものに限る。以下「町会」という。）で、その区域に周辺地域の一部又は全部を含む町会の代表者（以下「町会の代表者」という。）

(2) 周辺地域内に事務所又は事業場を有する者 周辺地域に事務所若しくは事業場を有する事業者が構成員である商店会等の団体の代表者又は町会の代表者

(3) 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第33条第1号に定める農業、林業又は漁業を営む者 当該営む者が加盟する協同組合の長又はその支部長等

2 事業計画者は、前項の調整を行うときは、事業計画概要書（収集運搬業に係る事業計画協議にあっては事業計画書）の写し（添付書類を含む。）を交付するものとする。また、条例第41条第1項及び第47条第1項の市長の公表の後において関係住民から請求があった場合も同様とする。

(説明会の開催に係る周知の方法)

第4 説明会の開催に係る周知は、下記に掲げる方法の全部又は一部により、説明会（これが複数あるときはその最初のもの）の開催の日の概ね2週間前までに完了するよう努めるものとする。

なお、条例第41条第2項又は第55条第3項の規定による周知の方法もこれに準じるものとする。

(1) 文書図画の配布

(2) 電話又は対面による通知

(3) 町会等を通じた回覧等

(4) その他補助的な方法

ア 街頭宣伝活動

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（周辺地域において相当数の購読がなされているものに限る。）への広告の掲載又は折込広告

ウ 有線放送

エ 自社ホームページへの掲載と当該ホームページアドレスの周知

オ その他周辺地域の状況を考慮して事業計画者が適当と認める方法

(説明会の開催日時)

第5 事業計画者は、関係住民が参加しやすい曜日、時間帯等に配慮して説明会の開催日時を決定するものとし、原則として深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。）においては説明会を開催しないものとする。

2 事業計画者は、説明会を複数回開催するよう努めるものとする。

(説明会の開催場所)

第6 事業計画者は、原則として周辺地域内において説明会を行うものとする。

2 事業計画者は、周辺地域内に適当な施設がない場合その他やむをえない理由がある場合には、周辺地域外にある施設（原則として市内にある施設とする。）で関係住民が参加しやすい場所にあるものにおいて説明会を開催することができるものとする。

(説明の方法等)

第7 説明に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 説明者は、原則として事業計画者本人(法人にあっては代表者又は代表権を有する役員)とする。ただし、技術的・専門的な事柄について必要があるときは、使用人、コンサルタント、プラントメーカーの従業員等に説明を行わせることができる。
- (2) 文書図画以外の資料を用いて説明する場合は、その概要を印刷し配布すること。
- (3) 類似施設の実地見学により説明を行う場合は、できるだけ多くの関係住民がこれに参加できるよう配慮すること。
- (4) 説明には、次の事項を含めること。
 - ア 立地場所の選定理由(新規の許可申請等に係る事業計画協議の場合に限り、処理施設(最終処分場を除く。)を都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する工業地域又は工業専用地域(積替保管施設を設置する場合にあっては、これらのほか準工業地域を含む。)に設置する場合を除く。)
 - イ 最終処分場に係る計画にあっては、当該処分場を廃止した後の土地利用計画
- (5) 条例第42条(事業計画説明会にあっては条例第49条)に規定する意見書の提出先及び提出締切日を明示すること。
- (6) 質疑応答の時間を設けること。
- (7) 関係住民からの質問には誠実に回答すること。ただし、次に掲げる事情があるときはこの限りではない。
 - ア 事業計画者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。
 - イ プライバシーに関わる事項が含まれるとき(欠格要件に係るものを除く。)
 - ウ その他回答をし難い特段の事情があるとき。

(説明会の状況に関する記録)

第8 事業計画者は、説明会を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を書面に記録するものとする。

- (1) 説明会の日時及び場所
 - (2) 説明を行った者の氏名及び役職名
 - (3) 出席者の人数
 - (4) 説明及び質疑の内容
- 2 前項の記録には、説明に用いた資料(文書図画以外の資料を用いた場合にあっては第7(2)に規定する印刷物)を添付するものとする。

(説明会の状況に関する記録の確認)

- 第9 事業計画者は、第8に規定する記録(以下「記録」という。)を作成したときは、速やかにその写しを第3第1項各号に掲げる者(以下「町会の代表者等」という。)に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、町会の代表者等は、記録の内容について異議があるときは当該記録が送付された日の翌日から起算して14日以内に、書面により異議を申し立てるものとする。
 - 3 事業計画者は、前項の異議を申し立てた町会の代表者等の役職名及び氏名並びに異議の内容を記録に付記し、又は前項の書面を添付するものとする。ただし、異議に基づき記録を訂正したときを除く。

(説明会の追加開催等)

第10 事業計画者は、予定した説明会を終了した後において、多数の関係住民から質問の内容を明らかにして説明会を追加して開催するよう書面により求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。

- (1) 質問の内容がすでに説明した事項に係るものであるとき。
 - (2) 天災その他の特段の事情により追加開催が困難なとき。
- 2 事業計画者は、説明会の追加開催をしないときは、速やかにその理由を当該求めた者に、書面により通知するものとする。この場合において事業計画者は、説明会の記録の抄本及び当該説明会で使用した資料(いずれも前項の質問に関わるものに限ることができる。)を当該求めた者の代表者に送付するものとする。
- 3 事業計画者は、天災その他特段の事情により、前項に規定する通知を行うことが困難なときは、当該事情が止んだ後に前項に規定する通知を行うものとする。